

補 足 説 明 書

(交付要綱・要領の熟読)

- 1 「平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金」(以下「業務改善助成金」という。)を申請しようとする事業者及び申請代理人は、実際の申請に先立ち、必ず交付要綱・要領をお読みいただき、あわせてこの補足説明書もお読みください。

また、申請代理人は、提出しようとする各種書類に不備・不具合がないよう事前の確認を徹底してください。万が一にも不備・不具合があれば、速やかに補正してください。

(マスコミ等への広報)

- 2 厚生労働省では、業務改善助成金を活用されて賃金を引き上げられた事業者の取り組み状況を好事例として積極的に広報したいと考えています。

つきましては、業務改善助成金を受領した事業者におかれては、事業者名、代表者名、所在地、事業内容及び取組み内容等について、マスコミ等各種媒体を通じて公表されることに同意していただきます。同意していただけない場合は、業務改善助成金を支給できませんので注意してください。

(設備投資等の実施上の留意点)

- 3 交付要綱の別表第3に掲げる労働能率の増進に資する設備投資等への支出は、交付申請書の「事業実施計画書」に従って実施していただくことが必要です。

なお、設備投資等が次のいずれかに該当する場合は、業務改善助成金を支給できません。

- (1) 交付決定日より前に支出(発注なども含む)した場合。
- (2) 奈良労働局長の事前承認なく内容を変更した場合。
(内容を変更しようとする場合は、事前に「事業計画変更申請書」を提出し奈良労働局長の承認を受けなければなりませんので、そのような事態が生じそうな場合は、速やかに奈良労働局雇用環境・均等室助成金係の担当者まで連絡し、事後の手続きに関し判断を仰いでください)
- (3) 著作権法(昭和四十五年五月六日法律第四十八号)を始め各種法令に違反し、もしくは公序良俗に反している場合。

(設備投資等の見積り)

- 4 助成対象経費に係る売買、請負その他の契約をする場合は、原則として一般の競争に付して下さい。もし、一般の競争に付することができない場合は、そのできない理由を交付申請書(事業実施計画書)に記載してください。

また、一般の競争に付することができない場合は、次の点に留意して業者から見積書を取り寄せてください。なお、これらの点に関し問題を認めた場合は、業務改善助成金を支給せず、すでに業務改善助成金を支給している場合にあっては、これを返還していただくことがありますので注意してください。

- (1) **見積書は**、次の点に留意して、2社以上から取り寄せてください。
 - ア 少なくとも1社以上は、事業者（事業主、役員）、その労働者、申請代理人、これらの者の家族、親族、知人等とは**関係がない第三者**から取り寄せてください。
 - イ 見積もりを依頼した一の業者が、知合いの他社に依頼して取りまとめた見積書は認めませんので、必ず**個々の業者**から取り寄せてください。
- (2) 見積書には、金額だけでなく、設備投資等の内容（仕様）が分かるように記載させてください。
- (3) 見積書の内容に問題があると判断した場合は、別に見積書の提出をお願いすることがあります。

（実地調査等必要な調査の実施）

- 5 必要があると判断した場合は、**次の調査を実施することがあります**のでご協力願います。
 - (1) 必要があると判断した場所（事業者、労働者、申請代理人及び関係取引先等）に対し、事前に予告せずに、実地調査を行うことがあります。
 - (2) 必要があると判断した関係帳簿類について、提出、閲覧及び複写を求めることがありますので、即時に対応してください。
 - (3) 必要があると判断した者に対し、通信方法（電話、郵便等）、直接面談する等の各種方法により事情をお聴きすることがあり、また、照会することがあります。

（労働関係法令等の順守）

- 6 労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）等労働関係法令を順守していただいていることと思いますが、業務改善助成金に関し、次の点にご注意願います。
 - (1) 労働関係法令等に違反するとして司法処分され、もしくは是正勧告書、使用停止等命令書（以下、「是正勧告書等」という。）を交付された場合は、業務改善助成金を支給せず、すでに業務改善助成金を支給している場合にあっては、これを返還していただく場合があるため、雇用環境・均等室へ速やかにご連絡ください。
 - (2) 司法処分や是正勧告書等の交付がなくとも、労働関係法令違反があれば速やかに改善を図ってください。
 - (3) 労働時間（始業、終業時刻）の適正な管理、長時間労働の削減、労働災害の防止に努めてください。

《問い合わせ先》

奈良労働局 雇用環境・均等室 業務改善助成金担当

電話0742-32-0215（呼出）

（問い合わせ時間 月曜日から金曜日までの平日の9：00～17：00）